

深谷市営繕工事における「週休2日制モデル工事」試行要領

(令和7年3月10日市長決裁)

(令和8年3月19日部長専決)

(趣旨)

第1条 この要領は、本市発注の営繕工事において、「週休2日制モデル工事（以下「モデル工事」という。）」を試行するに当たり必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 週休2日（現場閉所型）

①完全週休2日（土日）

対象期間において、全ての週（土曜日から金曜日までの7日間とする。以下同じ。）で原則として土曜日・日曜日を現場閉所（現場休息）日に指定し、2日以上の現場閉所（現場休息）（現場閉所（現場休息）日数の割合（以下、「現場閉所（現場休息）率」という。）が、28.5%（2日/7日）を達成したと認められる状態をいう。ただし、対象期間の日数が7日に満たない週においては、当該週の土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場閉所（現場休息）を行っていただければ、達成しているとみなす。

また、土曜日又は日曜日に現場作業を行うこととされている場合は、受発注者間で協議した上で、当該曜日に代わる曜日を現場閉所日（現場休息日）に指定するものとする。完全週休2日（土日）に取り組む場合は、同一の週内において変更するものとする。

なお、現場休息率の算出において、現場休息の日数には現場閉所の日数を含む。

②月単位の週休2日

対象期間において、全ての月で4週8休（現場閉所（現場休息）率が、28.5%（8日/28日）以上を達成したと認められる状態をいう。

ただし、暦上の土曜日及び日曜日の現場閉所（現場休息）では28.5%に満たない月はその月の土曜日及び日曜日の合計日数以上に現場閉所（現場休息）を行っている場合に、4週8休（28.5%）以上を達成しているものとみなす。

また、工事着手月及び完成月においては、その月の対象期間内の土日の合計日数以上に現場閉所（現場休息）を行っている場合に4週8休（28.5%）以上を達成しているとみなす。

③通期の週休2日

対象期間において、4週8休（現場閉所（現場休息）率が、28.5%（8日／28日））以上を達成したと認められる状態をいう。

(2) 現場閉所 現場事務所での事務作業も含め、1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所については、現場閉所日数に含めるものとし、速やかに、振替作業日の予定も含め、監督員に報告するものとする。

また、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上、必要となる作業のみを行う場合も現場閉所日数に含めるものとする。

(3) 現場休息 分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含め1日を通して現場作業がない状態をいう。

(4) 現場閉所（現場休息）日 対象期間中に現場閉所（現場休息）を行う日は、原則として土曜日及び日曜日とする。

ただし、現場の特性等により別の曜日を選定することや、祝日を充てることもできる。なお、現場閉所（現場休息）日は現場代理人、監理技術者等の休日と連動するものとする。

(5) 対象期間 契約工期のうち、現場着手日から現場完成日までの期間をいう。

なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみの期間、工事全体を一時中止している期間及び発注者があらかじめ対象外とする期間は、対象期間に含まないものとする。

(6) 現場着手日 現場事務所の設置、起工測量、資機材の搬入または仮設工事等を開始する日をいう。

(7) 現場完成日 現場事務所の撤去、後片付け、清掃等の作業がすべて完了する日をいう。

(対象工事)

第3条 モデル工事の対象は、原則全ての工事を対象とするものとする。

ただし、以下に掲げる工事は、モデル工事の対象としないことも可能とする。

(1) 竣工時期や現場条件（出水期、交通規制等）に制約が大きい工事

(2) 緊急を要する工事（緊急随契で実施する災害復旧工事、応急工事等）

(3) 前各号以外の理由により週休2日の取得が困難な工事

(発注方式)

第4条 モデル工事の発注は、現場閉所型とする。なお、入札公告及び特記仕様書にその旨を明示するものとする。

(工期の設定)

第5条 「公共建築工事における工期設定の基本的考え方」等に基づき、後工程へのしわ

寄せ及び全体工期の遅延が生じないように、設備工事等の後工程の適正な施工期間や設備の総合試運転調整等に必要な期間を確保するなど適正な工期を設定する。なお、不履行時の工期末における変更手続きに要する期間を考慮するものとする。

(経費の補正)

第6条 当初の設計金額に対し、完全週休2日(土日)を達成した場合の補正係数により労務費(設計金額のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価、単位施工単価及び物価資料の掲載価格(材工単価)の労務費)及び現場管理費を補正するものとする。なお、現場閉所(現場休息)率の達成状況を確認し、完全週休2日(土日)が未達成の場合は、月単位の週休2日の補正係数に変更し、月単位の週休2日が未達成の場合は、請負代金額のうち当該補正分を減額して契約変更を行う。

(1) 現場管理費

完全週休2日(土日)において、現場管理費は下表の補正係数を乗じて補正する。

(2) 複合単価の労務単価

完全週休2日(土日)及び月単位の週休2日において、複合単価の労務単価は公共工事設計労務単価に下表の補正係数を乗じて補正する。なお、交通誘導警備員の労務単価についても同様に補正する。

モデル工事の補正係数

経 費	完全週休2日(土日)	月単位の週休2日
現 場 管 理 費	1.01	—
労 務 単 価	1.02	1.02

(2) 市場単価、補正市場単価及び物価資料の掲載価格

市場単価及び補正市場単価は表A、表E、表Mの補正率を用いた以下の式により補正する。

【新営工事の場合】

- ・市場単価 × 新営補正率
- ・補正市場単価 × 新営補正率

【全館無人改修の場合(基準単価の算定)】

- ・市場単価 × 新営補正率
- ・補正市場単価 × 新営補正率

【執務並行改修の場合(基準補正単価の算定)】

- ・市場単価 × 改修補正率
- ・補正市場単価 × 改修補正率

物価資料の掲載価格（市場単価以外の材工単価）を採用する場合は、掲載価格を、表A、表E、表Mの補正率を用いた以下の式により補正する。

【新営工事、全館無人改修の場合】

・物価資料の掲載価格 × 新営補正率

【執務並行改修の場合】

・物価資料の掲載価格 × 改修補正率

(3) 単位施工単価

ベース単価については、複合単価の方法により算定することとなっており、この複合単価に含まれる労務単価に要領の補正係数を乗じて補正して算定する。

シフト単価については、以下の式のとおり補正して算定する。

補正単位施工単価は、これら補正をした単位施工単価より算出する。

【工事場所が物価資料の掲載都市の場合】

$$\begin{array}{l} \text{週休2日補正後の} \\ \text{シフト単価} \end{array} = \begin{array}{l} \text{工事場所の材料単価、要領の補正} \\ \text{係数を乗じた労務単価を用い算定} \\ \text{したベース単価} \end{array} \times \frac{\begin{array}{l} \text{物価資料掲載の同一規格・仕様、} \\ \text{工事場所の都市のシフト単価} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{物価資料掲載の同一規格・仕様、} \\ \text{工事場所の都市のベース単価} \end{array}}$$

【工事場所が物価資料の掲載都市ではない場合】

$$\begin{array}{l} \text{週休2日補正後の} \\ \text{シフト単価} \end{array} = \begin{array}{l} \text{工事場所の材料単価、要領の補正} \\ \text{係数を乗じた労務単価を用い算定} \\ \text{したベース単価} \end{array} \times \frac{\begin{array}{l} \text{物価資料掲載の同一規格・仕様、} \\ \text{地区を包括する代表都市のシフト単価} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{物価資料掲載の同一規格・仕様、} \\ \text{地区を包括する代表都市のベース単価} \end{array}}$$

(実施方法)

第7条 現場着手前に、次に掲げるとおり対応するものとする。

- (1) 受注者は、週休2日を前提とする施工計画書及び工程表を提出する。
- (2) 分離発注工事の受注者は、受注者間で協力し、工事の進捗に影響が出ないように現場閉所（現場休息）の予定日を調整したうえで施工計画書及び工程表を作成する。
- (3) 受注者は、対象期間中、「モデル工事」であることをPRするための掲示を行うものとする。

2 対象期間中は、次に掲げるとおり対応するものとする。

(1) 受注者は、現場閉所（現場休息）を行う場合は、監督員に対し事前にその旨の連絡を行うものとする。

ただし、施工計画書に記載した法定休日・所定休日の場合や週間工程会議等により監督員が事前に把握している場合等は、この限りでない。

(2) 監督員は、現場閉所（現場休息）日に作業が生じるような指示は行わないとともに、受注者からの協議等には迅速な対応に努める。

(3) 受注者は、週休2日の確保について、下請負人を指導する。

4 現場完成時には、次に掲げるとおり対応するものとする。

(1) 受注者は、現場完成日以降3日以内に、「現場閉所実績報告書（様式1）」を提出するとともに、作業日報や出勤簿等を提示し、現場閉所（現場休息）率の達成状況について発注者の確認を受ける。

(2) 発注者は、現場閉所（現場休息）の達成状況に応じ、週休2日に係る経費について、必要となる変更契約を行う。

（工事成績評定における評価）

第9条 週休2日の達成状況にかかわらず、工事成績評定において特別な加減点は行わない。ただし、明らかに週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合は、休日の確保がされていないものとして評価する。

（その他）

第10条 その他必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和5年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

表A 建築工事の補正率

工 種	摘 要*	完全週休2日促進工事 及び 月単位の週休2日促進工事	
		新営補正率	改修補正率
仮設工事	物価資料	1.01	1.01
土工事	市場単価、物価資料共通	1.01	1.01
地業工事	物価資料	1.01	1.01
鉄筋工事	市場単価、物価資料共通	1.01	1.01
コンクリート工事	市場単価、物価資料共通	1.01	1.01
型枠工事	市場単価、物価資料共通	1.01	1.01
鉄骨工事	物価資料	1.02	1.02
既製コンクリート	物価資料	1.01	1.01
防水工事	市場単価	1.01	1.08
防水工事（シーリング）	市場単価	1.01	1.14
防水工事	物価資料	1.01	1.01
石工事	物価資料	1.01	1.01
タイル工事	物価資料	1.01	1.01
木工事	物価資料	1.01	1.01
屋根及びとい	物価資料	1.01	1.01
金属工事	市場単価	1.01	1.09
金属工事	物価資料	1.01	1.01
左官工事 （仕上塗材仕上）	市場単価	1.01	1.01
左官工事 （仕上塗材仕上以外）	市場単価	1.01	1.16
左官工事	物価資料	1.01	1.01
建具（ガラス）	市場単価	1.01	1.10
建具（シーリング）	市場単価	1.02	1.16
建具	物価資料	1.01	1.01
塗装工事	市場単価	1.01	1.15
塗装工事	物価資料	1.01	1.01

内外装工事	市場単価	1.01	1.13
内外装工事 (ビニル系材)	市場単価	1.01	1.08
内外装工事	物価資料	1.01	1.01
内外装工事 (ビニル系材)	物価資料	1.01	1.01
仕上げユニット	物価資料	1.01	1.01
排水工事	物価資料	1.01	1.01
舗装工事	物価資料	1.01	1.01
植栽及び屋上緑化	物価資料	1.01	1.01

※「市場単価」：市場単価及び補正市場単価、「物価資料」：物価資料の掲載価格の補正率を示す。

表E 電気設備工事の補正率

工種	摘要	完全週休2日促進工事 及び 月単位の週休2日促進工事	
		新営補正率	改修補正率
配管工事	電線管、2種金属線び及び同ボックス	1.01	1.19
	ケーブルラック	1.01	1.15
	位置ボックス及び位置ボックス用ボンディング	1.01	1.18
	プルボックス	1.01	1.13
	プルボックス用接地端子	1.00	1.00
	防火区画貫通処理 ケーブルラック用(壁・床)	1.01	1.14
	防火区画貫通処理 金属管・丸型用	1.01	1.05
	(電動機その他接続材工事) 金属製可とう電線管	1.01	1.15
配線工事	600V 絶縁電線及び600V 絶縁ケーブル	1.01	1.17
接地工事	(接地極工事) 銅板式、銅覆鋼棒、 接地極埋設票(金属製)	1.01	1.01

表M 機械設備工事の補正率

工 種	摘 要	完全週休 2 日促進工事 及び 月単位の週休 2 日促進工事	
		新営補正率	改修補正率
		保温工事	配管用、ダクト用 及び消音内貼
ダクト設備	低圧ダクト、排煙ダクト 及び低圧チャンパー類	1.01	1.15
ダクト付属品	既製品ボックス、制気口、 ダンパー等の取付手間のみ	1.02	1.22
衛生器具設備 (ユニットを除く)	取付手間のみ	1.02	1.22